

社会的養育推進計画について

区は令和4年4月に児童相談所を設置した。ついては、児童相談所設置自治体に策定が求められている社会的養育推進計画について、以下のとおり策定を進めることとする。

1 位置づけ等

社会的養育推進計画は、国通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」(令和6年3月12日こ支家第125号)により、令和6年度末までに、令和7年度から令和11年度を期間とする計画の策定が求められているところであり、児童相談所設置自治体である中野区も策定主体とされている。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)に規定する家庭養育優先の原則(※)を基本とし、子どもの最善の利益を実現していくための取組を計画的に実施することを策定の目的とするものである。

※児童福祉法

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 計画で定める項目

社会的養育推進計画に定める項目については、国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」(以下「策定要領」という。)において以下のとおり定められている。

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護
- (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援
- (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (6) 一時保護改革
- (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託推進
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- (10) 社会的養護自立支援の推進

- (11) 児童相談所の強化等
- (12) 障害児入所施設における支援

3 策定にあたっての考え方

2に示す項目は多岐にわたるが、区の子ども家庭福祉にかかる事業や児童相談所の取組においては、法及び策定要領に示される方向性を踏まえた施策を展開してきている。

現行の区の基本計画・実施計画、子ども総合計画、児童相談所の取組内容を踏まえ、社会的養育推進計画の骨格を整理するとともに、関係部署との連携等により必要な検討を進め内容を調整する。

また、東京都を含め広域で対応している事項については、関係自治体と策定内容について必要な調整を実施する。

4 記載事項

社会的養育推進計画には、2に示す各項目の現状・課題・背景、取り組むべき事項の方向性、取組事項にかかる資源の整備状況と目標値について記載する。

5 意見聴取等

策定にあたっては、児童福祉審議会(子どもの権利擁護部会、里親認定部会)、里親委託等推進委員会に意見を求めるとともに、子ども・当事者からの意見聴取を実施する。

中野区自治基本条例(平成17年条例第20号)に規定する意見交換会、パブリック・コメント手続きについても実施する。

6 運用

社会的養育推進計画の運用にあたっては、2に示す各項目の現状について毎年度把握、分析し、その内容を児童福祉審議会へ報告する。また、分析によって明らかになった課題への対応については取組の見直し等を検討、実施する。

7 スケジュール(案)

- 令和6年5月～ 児童福祉審議会 計画策定の進め方確認、意見聴取開始
- 7月～ 子ども・当事者、里親委託等推進委員会 意見聴取開始
- 12月 計画(素案) 策定 区民意見交換会
- 令和7年1月 計画(案) 策定 パブリック・コメント手続き
- 3月 計画策定